

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
が休日、
の翌日
当たります)

目 次

◇ 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）
鳥取県精神保健審議会条例及び鳥取県立精神保健センターの設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例（健康対策課）

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の
設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（建築課）

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局総
務課）

◇ 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県
営住宅管理規則の一部を改正する規則（建築課）

公布された条例等のあらまし

◇ 鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 県民税に関する事項

土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する個人の県民税の課税の特例に

ついて、次のとおり改めることとした。

(一) 税率を次のとおり改めることとした。（附則第十三条第一項関係）

| 課税長期譲渡所得金額 | 現 行 | 改 正 後 |
|------------|------|-------|
| 四千万円以下の部分 | 三% | 二% |
| 四千万円超の部分 | (一律) | 三% |

(二) 平成八年一月一日以後に土地等を譲渡する者が、その前年に土地等に係

る長期譲渡所得を有する場合には、当該長期譲渡所得の金額をその年の長
期譲渡所得の金額に加算して(一)の税率により税額計算を行い、その算出税
額から前年の長期譲渡所得金額に係る税額を控除した残額をその年の長期
譲渡所得金額に係る税額とする特例を設けることとした。（新附則第十三
条第二項関係）

二 不動産取得税に関する事項

1 農地等の生前一括贈与に係る徴収猶予の継続を受けようとする場合の届出
事項に、当該農地等に係る農業経営に関する事項を加えることとした。（第
六十八条の二十六関係）

2 住宅の取得に係る税率の特例措置の適用期限を次のとおり延長することと
した。（附則第十九条関係）

| 本則税率 | 特例税率 | 適 用 期 限 | |
|------|------|--------------------|--------------------|
| | | 現 行 | 改 正 後 |
| 四% | 三% | 平成七年六月三十日 取得分まで | 平成十年六月三十日 取得分まで |

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。ただし、一(二)

- は平成九年四月一日から、二は公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県精神保健審議会条例及び鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 鳥取県精神保健審議会条例の一部改正（第一条関係）

- 1 鳥取県精神保健審議会を「鳥取県精神保健福祉審議会」に改称することとした。
- 2 通院公費負担医療審査部会を「通院公費負担医療・精神障害者保健福祉手帳審査部会」に改称し、その審議事項に精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に関する事項を加えることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（第二条関係）

- 1 鳥取県立精神保健センターを「鳥取県立精神保健福祉センター」に改称し、その業務に精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導その他精神障害者の福祉の増進に関し必要な業務を加えることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

- 1 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例について、二に伴う所要の改正を行うこととした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

- 1 県営住宅の設置（別表第一関係）
次の県営住宅を設置することとした。

| 名 称 | 位 置 |
|---------|--------|
| 弥 生 団 地 | 境港市弥生町 |

2 入居者資格の特例（第五条関係）

災害により滅失した住宅に居住していた者等として規則で定める者については、現に住宅に困窮していることが明らかであることをその入居者資格とすることとした。

3 過料の額の引上げ（第二十七条関係）

県営住宅を無断で使用した者等に対する過料の額を五万円（現行 二万円）以下に引き上げることとした。

二 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

1 入居者資格の特例（第五条関係）

特別県営住宅についても、一の2と同様の措置を講ずることとした。

2 家賃の減免（第八条関係）

1の特例措置により入居した者については、家賃を減免することができることとした。

3 過料の額の引上げ（第十条関係）

特別県営住宅を無断で使用した者等に対する過料の額を五万円（現行 一万円）以下に引き上げることとした。

三 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の3及び二の3並びに2は公布の日から起算して二十日を経過した日から、一の1は規則で定める日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 一 日野川工業用水道の給水料金のうち米子市石州府工業団地に係るものを次のとおり設定することとした。（別表関係）

| 区分 | 金 額 |
|------|---------------------|
| 基本料金 | 基本使用水量一立方メートルにつき五十円 |
| 特定料金 | 特定使用水量一立方メートルにつき五十円 |
| 超過料金 | 超過使用水量一立方メートルにつき百円 |

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正

- 1 災害により滅失した住宅に居住していた者等として、県営住宅の入居者資格の特例の対象となる者は、災害が発生した日から起算して三年を経過するまでの間において、次のいずれかに該当する者とする。こととした。(新第一條の三関係)

- (一) 災害により滅失した住宅の被害の程度が一定の基準に適合する市町村の区域において、当該災害により滅失した住宅に居住していた者
- (二) (一)の市町村の区域において実施される都市計画事業等に伴い移転が必要となつた者

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県特別県営住宅管理規則の一部改正

- 1 特別県営住宅についても、一の1と同様の措置を講ずることとした。
- 2 1の特例措置により入居した者の家賃の減免については、県営住宅の規定を準用することとした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の二十六第二項中「受けたい旨」の下に、「同項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項」を加える。

附則第十三条第一項中「第三十六条第一項若しくは第三十八条第一項若しくは第二項」を「若しくは第三十六条第一項」に、「第三項第一号」を「第四項」に、「附則第十二条」を「以下附則第十六条まで」に、「百分の三の税率を適用して」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額
- 二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - イ 八十万円
 - ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

附則第十三条第三項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十四条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「附則第三十四条第三項第二号」を「附則第三十四条第四項第二号」に、「附則第三十四条第三項第三号」を「附則第三十四条第四項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合において、当該所得割の納税義務者について前年度分課税長期譲渡所得金額（前々年中の同項に規定する譲渡所得（次条又は附則第十六条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。）に係る課税長期譲渡所得金額をいう。）があるときは、前年中の同項に規定する譲渡所得に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「課税長期譲渡所得金額が」とあるのは「課税長期譲渡所得金額及び次項に規定する前年度分課税長期譲渡所得金額（以下本項において「前年度分課税長期譲渡所得金額」という。）の合計額が」と、同項第二号中「課税長期譲渡所得金額が」とあるのは「課税長期譲渡所得金額及び前年度分課税長期譲渡所得金額の合計額が」と、同号イ中「八十万円」とあるのは「四十万円から前年度分課税長期譲渡所得金額（当該前年度分課税長期譲渡所得金額が四十万円を超える場合には、四十万円）を控除した金額の百分の二に相当する額」と、同号ロ中「当該課税長期譲渡所得金額から四十万円」とあるのは「当該課税長期譲渡所得金額及び前年度分課税長期譲渡所得金額の合計額から四十万円（当該前年度分課税長期譲渡所得金額が四十万円を超える場合には、当該前年度分課税長期譲渡所得金額）」とする。

附則第十四条第一項中「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」を「課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項各号（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定にかかわらず、当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する額」に改め、同条第二項中「について」を「に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について」に改める。

附則第十六条第一項中「附則第十三条第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。）を、「額は」の下に「、同

条第一項各号の規定にかかわらず」を加える。

附則第十七条第一項第一号中「、第三十六条第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項」を「又は第三十六条第一項」に、「附則第十三条第三項第一号」を「附則第十三条第四項」に改め、同項第二号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改め、同条第二項中「附則第三十四条第三項第二号」を「附則第三十四条第四項第二号」に改める。

附則第十九条中「平成七年六月三十日」を「平成十年六月三十日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十八条の二十六の改正規定及び附則第十九条の改正規定 公布の日

二 附則第十三条第一項の改正規定（第三項第一号）を「第四項」に改める部分に限る。）、同項の次に一項を加える改正規定、同条第二項及び第三項の改正規定、附則第十六条第一項の改正規定（「額は」の下に「、同条第一項各号の規定にかかわらず」を加える部分を除く。）、附則第十七条第一項第一号の改正規定（附則第十三条第三項第一号）を「附則第十三条第四項」に改める部分に限る。）及び同条第三項の改正規定並びに次条第三項の規定 平成九年四月一日

（県民税に関する経過措置）

第二条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）附則第十三条第一項の規定は、所得割の納税義務者が平成七年一月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正後の租税特別措置法（第三項において「改正後の租税特別措置法」という。）第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法（次項及び第五項において「改正前の租税特別措置法」という。）第三十一条第一項に規定する土地等又は建

物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

2 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十七条の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第三十八条第一項に規定する資産の譲渡がある場合における新条例附則第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第一項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十八条第一項若しくは第二項」と、「又は」とあるのは「又は租税特別措置法」とする。

3 新条例附則第十三条第二項の規定は、所得割の納税義務者が平成八年一月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用する。

4 平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行う新条例附則第十四条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項各号(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「前条第一項各号」とする。

5 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十七条の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第三十八条第一項に規定する資産の譲渡がある場合における新条例附則第十七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は第三十六条第一項」とあるのは「若しくは第三十六条第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十八条第一項若しくは第二項」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例第六十八条の二十六の規定は、平成七年一月一日以後に行われる同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税につ

いて適用する。

2 この条例による改正前の鳥取県条例第六十八条の二十六の規定は、平成七年一月一日前に行われた同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。

鳥取県精神保健審議会条例及び鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県精神保健審議会条例及び鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県精神保健審議会条例の一部改正)

第一条 鳥取県精神保健審議会条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県精神保健福祉審議会条例

第一条中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第十七条」を「第十一条」に、「鳥取県精神保健審議会」を「鳥取県精神保健福祉審議会」に改める。

第四条第一項中「第三十二条第三項」の下に「及び第四十五条第一項」を加え、「通院公費負担医療審査部会」を「通院公費負担医療・精神障害者保健福祉手帳審査部会」に改める。

(鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例(平成三年五月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「鳥取県立精神保健センター」を「鳥取県立精神保健福祉センター」に改める。

第一条中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第七号第一項」を「第六号第一項」に、「鳥取県立精神保健センター」を「鳥取県立精神保健福祉センター」に改める。

第二条中「向上」の下に「及び精神障害者の福祉の増進」を加え、「鳥取県立精神保健センター(以下「精神保健センター」を「鳥取県立精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」に改める。

第三条中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加え、同条第五号中「向上」の下に「及び精神障害者の福祉の増進」を加える。

第四条及び第六条中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十六号を次のように改める。

十六 精神保健福祉業務手当

第十八条の見出しを「(精神保健福祉業務手当)」に改め、同条第一項中「精神保健業務手当」を「精神保健福祉業務手当」に改め、同項第一号中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に、「が精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加え、同項第二号イ中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

に改め、同号ホ中「第四十三条」を「第四十七条第一項」に改め、「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二号及び第三号」を「第二号及び第三号、災害により滅失した住宅に居住していた者等として規則で定める者にあつては第三号」に改める。

第二十七条中「二千元」を「五万円」に改める。

別表第一中

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 清水団地 | 境港市清水町 | 清水団地 | 境港市清水町 |
| を | | 弥生団地 | 境港市弥生町 |

に改める。

(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「各号」の下に「(災害により滅失した住宅に居住していた者等として規則で定める者(以下「被災者等」という。))にあつては、第三号」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。)があること。
 第五条に次の一号を加える。

三 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

第八条中「(第十二条に規定する家賃の減免に関する部分を除く。))まで」を「(被災者等として同居した者以外の者にあつては、第十二条中家賃の減免に関する部分を除く。))」に改める。

第十条中「一万円」を「五万円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第二十七条の改正規定及び第二条中第十条の改正規定並びに次項の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第一条中別表第一の改正規定は規則で定める日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号)の

一部を次のように改正する。

別表の一を次のように改める。

一 給水料金

| 水道 | 日野川 | | 工業用 | | 区域 | |
|----|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | 一 米子市石州府工業団地に係る区域 | 二 一以外の区域 | 一 基本料金 | 二 特定料金 | 一 基本料金 | 二 特定料金 |
| | 基本料金 | 基本料金 | 基本料金 | 基本料金 | 基本料金 | 基本料金 |
| | 特定料金 | 特定料金 | 特定料金 | 特定料金 | 特定料金 | 特定料金 |
| | 超過料金 | 超過料金 | 超過料金 | 超過料金 | 超過料金 | 超過料金 |
| | 基本使用水量一立方メートルにつき | 基本使用水量一立方メートルにつき | 基本使用水量一立方メートルにつき | 基本使用水量一立方メートルにつき | 基本使用水量一立方メートルにつき | 基本使用水量一立方メートルにつき |
| | 五十円(特別の理由があるときは、五十円以下で知事が別に定める額) | 五十円(特別の理由があるときは、五十円以下で知事が別に定める額) | 五十円(特別の理由があるときは、五十円以下で知事が別に定める額) | 五十円(特別の理由があるときは、五十円以下で知事が別に定める額) | 五十円(特別の理由があるときは、五十円以下で知事が別に定める額) | 五十円(特別の理由があるときは、五十円以下で知事が別に定める額) |
| | 三十円 | 三十円 | 三十円 | 三十円 | 三十円 | 三十円 |

備考

- この表において「基本使用水量」とは、企業管理規程の定めるところにより知事が承認した一日当たりの予定使用水量をいう。
- この表において「特定使用水量」とは、基本使用水量を超えて使用する一日の水量で企業管理規程の定めるところにより知事が承認したものをいう。
- この表において「超過使用水量」とは、一日の各時間において使用する最大の水量から基本使用水量を二十四で除して得た水量と特定使用水量を当該特定使用時間数で除して得た水量とを合計して得た水量を減じて得た水量について、企業管理規程の定めるところにより算定した水量をいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

(災害により滅失した住宅に居住していた者等)

第一条の三 条例第五条に規定する災害により滅失した住宅に居住していた者等として規則で定める者は、当該災害が発生した日から起算して三年を経過するまでの間において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項第一号の災害により相当数の住宅が滅失した市町村で滅失した住宅の戸数その他の住宅の被害の程度について被災市街地復興特別措置法施行規則(平成七年建設省令第一号)第十四条に定める基準に適合するもの(以下「住宅被災市町村」という。)の区域において当該災害により滅失した住宅に居住していた者

二 住宅被災市町村の区域において実施される都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第十四条第十五項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則第十五条に定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者

第二条第二項第二号中「第一条第三号イからニまで」を「第一条第三号イからホまで」に改める。

第十四条の三中「第二十一条の二第三項」を「第二十一条の二第四項」に改める。

(鳥取県特別県営住宅管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県特別県営住宅管理規則(昭和四十三年五月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「鳥取県規則第七十号」の下に「第一条の三、」を、「納付に関する部分を除く。」の下に「、第八条(割増賃料の免除に関する部分を除く。)」を加え、「家賃の減免及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。